

平成16年7月16日  
衛生管理課

## 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求について

- 1 高病原性鳥インフルエンザの対応として、「我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫の再徹底について」(平成16年3月4日付け15消安第6807号消費・安全局長通知)により飼養者、都道府県等の留意点を具体的に示し、都道府県は、鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場(飼養羽数が1,000羽以上の農場)の飼養者等に対して、1週間に1回死亡羽数等の状況を、また、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告するよう、家畜伝染病予防法第52条に定める報告徴求であることを明示して、求めるものとした(3月第3週の報告より毎週プレスリリース)。
- 2 家畜伝染病予防法第52条に定める報告徴求は、毎週木曜日までに前週の状況について報告を受け、金曜日に公表を行っており、現在まで、毎週、約8千戸の対象農家の状況について報告を受けているが、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況は報告されていない(直近版については本日付プレスリリースを参照)。
- 3 しかしながら、アジアでは7月に入っても中国及びタイでの発生が報告されており、引き続き監視を徹底しつつ異常発見時の早期通報が行われるようにする必要があると考えられる。